訪問看護医療DX

情報活用加算に

関わる掲示

訪問看護ステーション
すてら

訪問看護ステーションの看護師等が、電子資格確認により、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、訪問看護医療DX 加算として、月に一回限り、50 円を所定額に加算されます。

当事業所では、訪問看護 DX 情報活用を通じて質の高い看護を提供できるように体制整備を行っております。
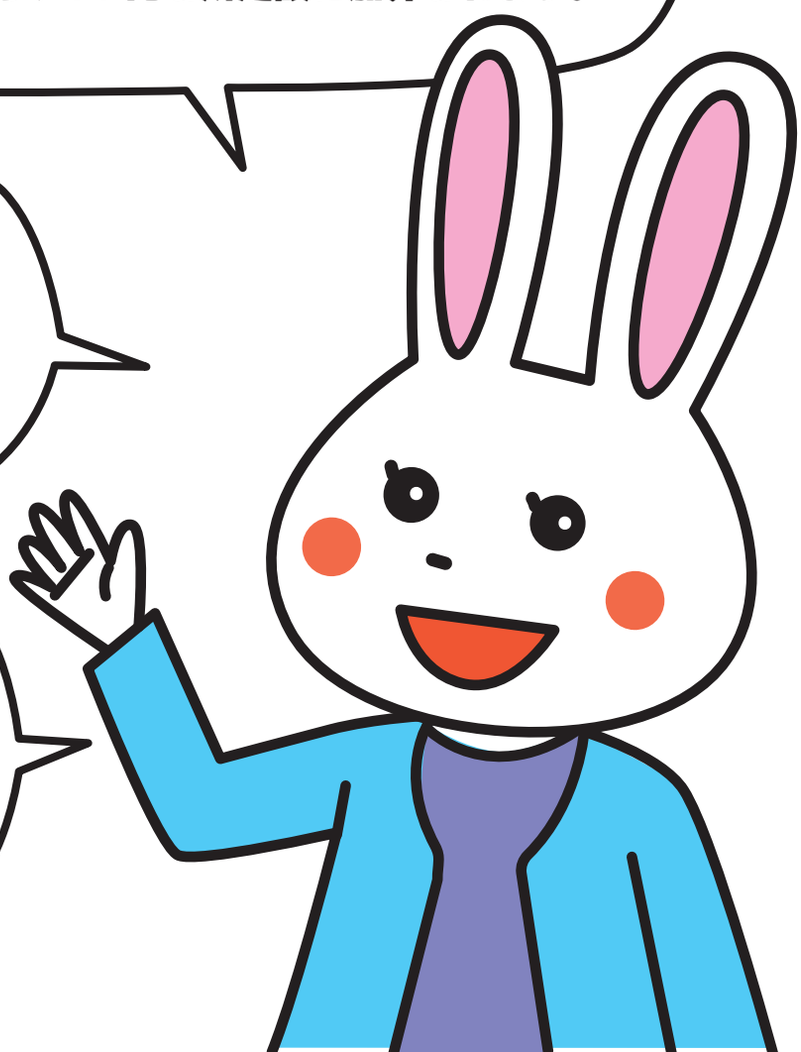
マイナー保険証利用の促進と DX を通じて質の高い看護を提供できるように取り組んでいます。